

令和7年7月29日
政 策 経 営 部
官民連携・行政手法改革担当課

ポータルサイトによる終活等相談事業の実施について

1 主旨

このたび、一般社団法人デジタル創続推進機構（以下、「当該法人」という。）より、当該法人が構築・運営するポータルサイトを活用した終活等の相談事業に関する官民連携提案を受け付けた。当該サイトは、区への寄付の案内や福祉に関する情報を回答するチャットボットに加え、区民の終活等に資するコンテンツ・サービスを掲載し、区民からの終活等に関する相談にポータルサイト上で対応するものである。

区においても高齢化が進展しており、単身で身寄りがいないなど不安を抱いている方が、老後の介護や医療、葬儀や遺産相続など、幅広く相談できる体制が求められている。そのため、当該法人からの提案を受け、高齢者やその家族からの相談に本ポータルサイト上で常時対応するため、当該法人と協定に基づく連携を図り、区民の終活等に資する取組みを実施するものである。

2 ポータルサイトの内容（別紙2 参照）

- （１）ポータルサイト上に、区への寄付に関する相談及び福祉に関する相談に対応するチャットボットを掲載する。（ＡＩによる自動応答により、区民からの相談に常時対応可能）
- （２）区民の終活等に資するコンテンツやサービスを掲載する。

3 役割分担

区	✓ 協定先が構築するチャットボットにおけるＡＩの学習のための案内マニュアル等の提供 ✓ 協定先が構築するチャットボットの検証 ✓ 協定先が構築するポータルサイトの周知及び啓発
当該法人	✓ ポータルサイトの運営構築 ✓ 区が提供する案内マニュアル等を使用したチャットボットのＡＩへの学習 ✓ チャットボットの構築及び区との検証を踏まえた実装 ✓ 区民の終活等に資するコンテンツやサービスの掲載

4 協定相手方（当該法人）

名 称：一般社団法人 デジタル創続推進機構

所在地：東京都渋谷区富ヶ谷１－３－８ 第２２ＳＹビル４Ｆ

実 績：①京都市との公民連携により終活支援のためのポータルサイトを運営
②終活ＡＩコンシェルジュ サラスの提供

ＡＩチャットによるコンシェルジュサービスで２万人の登録実績あり

- 5 協定書（案）
別紙1のとおり

- 6 概算経費
区の負担なし

なお、当該法人は以下のことを行う。

（１）ポータルサイトに掲載する終活等に資するコンテンツやサービスのうち、当該法人が独自に提供するコンテンツやサービスについては、専門家として紹介する民間企業等から協賛を受け、その協賛金を運営費に充てる。

（２）当該法人は、ポータルサイトに掲載する広告について、掲載企業等より広告掲載費を徴収し、ポータルサイトの運営費に充てる。

- 7 周知
区ホームページ等で周知する。

- 8 今後のスケジュール（予定）
令和7年 7月末 協定締結
10月 区民向けリリース

(案)

ポータルサイトによる終活等の相談事業の実施に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と一般社団法人デジタル創続推進機構（以下「乙」という。）は、ポータルサイトによる終活等の相談事業の実施について、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、甲および乙が相互に連携し、終活をはじめとする区民の多様な相談ニーズに対応するためのポータルサイトを構築・運営することにより、区民およびその家族が、人生の最終段階においても自分らしく、尊厳をもって安心して過ごすことができるよう支援することを目的とする。

本協定においては、前記目的を達成するため、ポータルサイトの構築および運営に関する必要な事項を定めるものとする。

第2条（定義）

本協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）ポータルサイト：甲への寄附に関する相談及び福祉に関する相談に対応するチャットボット、区民の終活等に資するコンテンツやサービスを掲載するウェブサイトをいう。
- （2）チャットボット：利用者の情報を取得せず、ポータルサイト上で動作するAIによる自動応答システムをいう。

第3条（内容）

区民からの甲への寄附や福祉に関する相談に対応するチャットボット（以下、本チャットボットという）および区民の終活等に資するコンテンツやサービスを掲載するポータルサイト（以下、本ポータルサイトという）を構築する。

第4条（役割分担）

甲の役割は次のとおりとする。

- （1）本チャットボットにおけるAIの学習のため、甲が保有する案内マニュアル等を乙へ提供する。
- （2）本ポータルサイトの周知および啓発を行う。
- （3）乙が構築した本チャットボットについて、乙と検証を行う。

2 乙の役割は次のとおりとする。

- （1）本ポータルサイトの運営構築を行う。
- （2）本ポータルサイト上に本チャットボットを構築し、甲と検証のうえ、実装する。
- （4）甲が提供する案内マニュアル等を使用し、本チャットボットのAIに学習させる。
- （5）区民の終活等に資するコンテンツやサービスを掲載する。

第5条（費用分担）

甲および乙は第4条第1項各号および第2項各号に定める各自が担う役割に係る費用に関しては、各自で負担するものとする。

第6条（情報の管理）

乙は、本事業の実施に関して、関係法令および甲の条例、規則の規定を遵守しなければならない。

2 本チャットボットにおいて区民が入力した情報は、A I の学習に使用しないものとする。

第7条（有効期間）

この協定の有効期間は、令和7年7月31日から令和8年3月31日までとし、有効期限満了日の1か月前までに甲または乙のいずれからでも何らの申し出がないときは更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第8条（協定の解除）

甲及び乙は、甲乙いずれかが本協定の条項に違反したときは、協議のうえ、本協定を解除することができるものとする。

第9条（協議）

この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙が協議のうえ、定めるものとする。

第10条（その他）

乙は、事前に甲と協議のうえ、区民の終活等に資するコンテンツやサービス掲載することとする。

2 区民の終活等に資するコンテンツやサービスが、乙が独自に提供するサービスである場合は、当該サービスのウェブページに移動する際に、乙が独自に提供するサービスであることを利用者に明確に理解させるものとする。

3 前項のコンテンツやサービスが、第三者に損害を与えた場合、甲は一切の責任を負わない。

4 区民が第二項のコンテンツやサービスを利用する場合、契約締結等の手続に甲は一切関与しない。

5 乙は、本ポータルサイト上に乙が選定した企業等の広告を掲載することができる。但し、掲載できる広告の内容は本連携の目的に沿うものに限る。また、甲が広告の削除を要請した場合、乙はこれに応じることとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印のうえ、各々1通を保有する。

令和7年7月31日

甲：東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区

区長

保坂 展人 ㊞

乙：東京都渋谷区富ヶ谷1-3-8

一般社団法人デジタル創続推進機構

代表理事

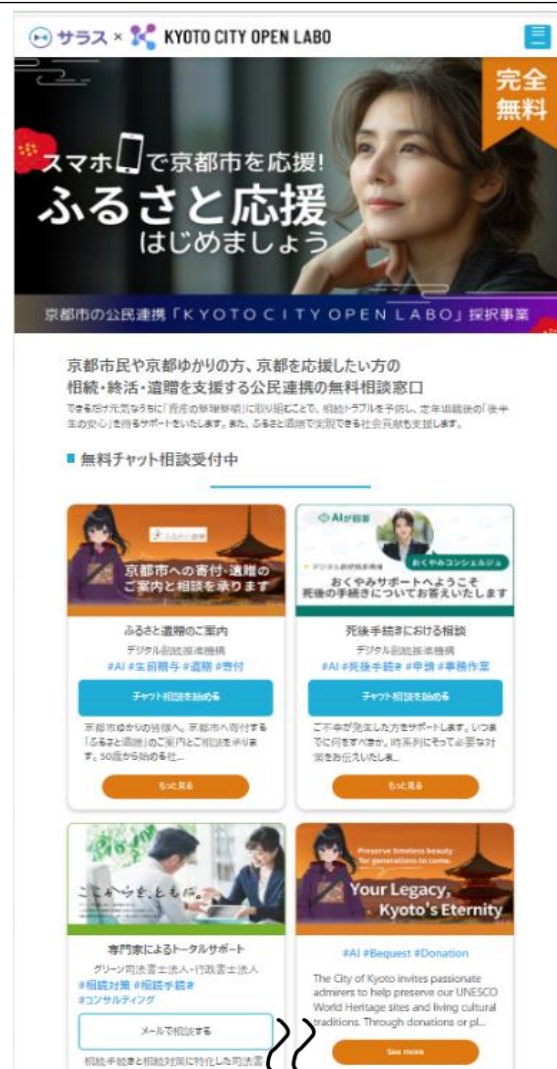
濱川 智 ㊞

終活等の相談に関するポータルサイト（イメージ図）

・区への寄付に関する相談について区HP「[区への寄附をお考えの方へ（遺贈寄附・相続寄附のご案内）](#)」、「[区への寄附のご案内](#)」、「[区へのふるさと納税のご案内](#)」、「[寄附の使い道](#)」を学習させ、検証を経て、実装する。

・福祉に関する相談（子ども関連を除く）について、「[せたがや便利帳](#)」、「[せたがやシルバー情報](#)」、「[障害者のしおり](#)」を学習させ、検証を経て、実装する。

京都市のポータルサイト



参照 京都市の公民連携ポータルサイト

（仮称）終活等の相談ポータルサイト
（トップ画）

世田谷区×一般社団法人デジタル創続推進機構（協定相手方）

区民の終活等に資するコンテンツやサービス
（協定相手方が独自に提供するサービス「サラス」）

区への寄付に関する
チャットボット

福祉に関する相談
チャットボット

終活クイズ

ほか
終活関連コンテンツ

バナー
広告

バナー
広告

バナー
広告

本取組の主旨に沿う企業等に限定する

「ここからは民間サービスです」
と表示する

区民の終活等に資する
コンテンツやサービス
「サラス」

チャット
相談

財産目録 作成	遺言書 作成	未来年表 作成
エンディング ノート	専門家 紹介	...